



第4部
介護保険



令和2年度 介護保険

介護保険施策	認 定	事 業 名	予算額 (千円)
		要 介 護 認 定 調 査	96,591
		主 治 医 意 見 書 作 成	74,000
	資 格 ・ 賦 課 徴 収	介 護 認 定 審 査 会	43,280
		資 格 得 喪、保 険 料 賦 課 徴 収 事 務	34,907
		保 険 給 付	居 宅 サ ー ビ ス 給 付 費
	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 給 付 費		4,682,633
	施 設 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費		11,229,000
	福 祉 用 具 購 入 費		53,208
	住 宅 改 修 費		152,928
	サ ー ビ ス 計 画 給 付 費		2,026,666
	高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費		960,561
	高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費		160,119
	特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費		1,161,122
	地 域 支 援 事 業	介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業	913,761
		介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 事 業	113,780
		介 護 予 防 把 握 事 業	16,980
		介 護 予 防 普 及 啓 発 事 業	49,075
		地 域 介 護 予 防 活 動 支 援 事 業	1,835
		紙 お む つ 支 給 事 業	66,795
		認 知 症 高 齢 者 見 守 り 事 業	333
		成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業	24,672
		地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 事 業	553,289
		在 宅 医 療 ・ 介 護 連 携 推 進 事 業	9,205
		生 活 支 援 体 制 整 備 事 業	92,361
認 知 症 総 合 支 援 事 業		43,334	
地 域 ケ ア 会 議 推 進 事 業		26,340	
趣 旨 普 及	広 報 啓 発	(市) 3,237	
利 用 促 進	利 用 料 補 助 金	(市) 256,639	

事業予算の概要

(注) 市は市単独事業

事業内容
居宅介護支援事業者等による要介護認定のための調査
要介護認定申請者における主治医意見書の作成
要介護認定審査会の開催
介護保険資格の取得、喪失及び介護保険料の賦課、徴収
要介護認定者等が居宅サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者等が地域密着型サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者が施設サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者等が居宅において福祉用具を購入した場合、一部負担金を除き残りを支給
要介護認定者等が居宅において住宅改修を行った場合、一部負担金を除き残りを支給
要介護認定者等が居宅介護支援事業者に居宅介護サービス計画等の作成を依頼した場合に給付
要介護認定者等の一部負担金が一定の限度額を超えた場合に超えた分を支給
要介護認定者等の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が一定の限度額を超えた場合に超えた分を支給
所得の少ないかたの負担軽減を図るため、介護保険施設入所者等の居住費及び食費の一部を補足給付
要支援認定者等が介護予防・生活支援サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付するほか、運動教室や訪問による介護予防事業を実施
地域包括支援センターが要支援認定者等の介護予防ケアマネジメントを実施した場合に給付
基本チェックリストの配布・回収により、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者の把握を行う
元気な高齢者を対象に、生き生きデイサービス事業やウォーキング教室、老人大学など、介護予防に関する運動教室や知識の普及啓発を図る
元気な高齢者を対象に、高齢者元気づくり推進リーダー養成事業や介護支援ボランティア事業を実施し、介護予防に係る地域における自主的な活動の育成及び支援を実施
65歳以上の要支援・要介護認定者で失禁状態にあるかたを対象に月1回紙おむつを給付
65歳以上の要介護認定者で認知症による徘徊のおそれがあるかたを対象にQRコード付き見守りシールを給付
身寄りのない認知症の高齢者等を対象に法定後見制度の利用を支援
高齢者の総合相談窓口として、市内20カ所の地域包括支援センターにおいて、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、関係者の連携を図る
地域の高齢者のため元気な高齢者やNPO、社会福祉法人等と連携しながら、多様な生活支援サービス体制の充実・強化を図る
認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、認知症のかたやその家族のかたを支援できる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて研修等を実施し、認知症ケアの向上を図る。
医療・介護等の多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等から地域課題を把握し、解決に必要な資源開発や地域づくりにつなげる地域ケア会議を推進
介護保険制度等パンフレット作成
要介護認定者等が居宅サービスを利用した場合、所得の低いかたに利用者負担金の一部を補助

第1章 介護保険

第1章 介護保険

第1節 被保険者の状況

1 第1号被保険者の推計（第7期介護保険事業計画値） 各年10月1日現在

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
65歳以上	136,133人	137,164人	138,194人

2 要介護（支援）認定者数の推計（第7期介護保険事業計画値） 各年9月末現在

要介護度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	2,569人	2,534人	2,541人
要支援2	2,347人	2,311人	2,391人
要介護1	5,101人	5,133人	5,459人
要介護2	4,504人	4,524人	4,742人
要介護3	3,209人	3,244人	3,460人
要介護4	2,842人	2,914人	3,092人
要介護5	2,573人	2,638人	2,770人
計	23,145人	23,298人	24,455人

3 居宅サービス利用者数の推計（第7期介護保険事業計画値）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問介護	51,216人	53,484人	56,112人
訪問入浴介護	4,212人	4,344人	4,488人
訪問看護	22,812人	25,260人	27,972人
訪問リハビリテーション	3,792人	4,452人	4,908人
居宅療養管理指導	45,792人	51,168人	57,108人
通所介護	61,476人	65,124人	68,064人
通所リハビリテーション	15,624人	16,668人	17,832人
短期入所生活介護	9,516人	9,924人	10,428人
短期入所療養介護(老健)	1,692人	1,764人	1,812人
福祉用具貸与	93,288人	101,376人	110,400人
特定福祉用具購入費	2,076人	2,316人	2,580人
住宅改修費	1,668人	1,740人	1,800人
特定施設入居者生活介護	18,612人	21,456人	24,756人
計	331,776人	359,076人	388,260人

4 地域密着型サービス利用者数の推計（第7期介護保険事業計画値）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	648人	972人	1,656人
夜間対応型訪問介護	120人	228人	468人
認知症対応型通所介護	1,548人	1,608人	1,740人
小規模多機能型居宅介護	948人	1,284人	1,704人
認知症対応型共同生活介護	6,480人	6,516人	6,612人
地域密着型特定施設入居者生活介護	264人	264人	264人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,116人	1,128人	1,452人
看護小規模多機能型居宅介護	252人	612人	972人
地域密着型通所介護	26,196人	28,644人	31,404人
計	37,572人	41,256人	46,272人

5 介護予防支援利用者数の推計（第7期介護保険事業計画値）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防支援	19,200人	20,400人	21,600人
計	19,200人	20,400人	21,600人

6 施設サービス利用者数の推計（第7期介護保険事業計画値）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護老人福祉施設	27,048人	27,504人	28,200人
介護老人保健施設	11,916人	11,976人	12,132人
介護医療院	0人	0人	360人
介護療養型医療施設	1,272人	1,272人	912人
計	40,236人	40,752人	41,604人

7 居宅介護支援利用者数の推計（第7期介護保険事業計画値）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護支援	123,036人	130,140人	138,180人
計	123,036人	130,140人	138,180人

第2節 財政状況

1 令和元年度決算

(単位：円)

歳入	決算
介護保険料	8,493,764,862
国庫支出金	8,044,600,877
国庫負担金	6,376,380,000
国庫補助金	1,668,220,877
支払基金交付金	9,669,410,666
県支出金	5,510,697,441
県負担金	5,233,276,506
県補助金	277,420,935
財産収入	2,570,883
繰入金	7,219,157,796
繰越金	733,937,839
諸収入	43,486,952
歳入合計	39,717,627,316

歳出	決算
総務費	874,386,271
保険給付費	35,029,053,855
介護サービス等諸費	32,424,558,757
介護予防サービス等諸費	559,675,133
その他諸費	24,530,080
高額介護サービス等費	800,077,363
高額医療合算介護サービス等費	126,590,697
特定入所者介護サービス等費	1,093,621,825
地域支援事業費	1,754,657,717
基金積立金	523,860,388
諸支出金	285,419,325
予備費	0
歳出合計	38,467,377,556

歳入歳出差引額	1,250,249,760
---------	---------------

基金保有額

(単位：円)

介護保険保険給付費等支払基金	2,169,552,957
----------------	---------------

第3節 保険料の状況

1 第7期（平成30年度から令和2年度）の第一号被保険者保険料（年額）

所得段階	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1段階	26,980円	22,270円	17,570円
第2段階	43,930円	36,080円	28,240円
第3段階	47,070円	45,500円	43,930円
第4段階	53,340円	53,340円	53,340円
第5段階	62,760円	62,760円	62,760円
第6段階	69,030円	69,030円	69,030円
第7段階	78,450円	78,450円	78,450円
第8段階	87,860円	87,860円	87,860円
第9段階	94,140円	94,140円	94,140円
第10段階	100,410円	100,410円	100,410円
第11段階	106,690円	106,690円	106,690円
第12段階	112,960円	112,960円	112,960円
第13段階	119,240円	119,240円	119,240円
第14段階	125,520円	125,520円	125,520円
第15段階	131,790円	131,790円	131,790円
第16段階	138,070円	138,070円	138,070円
第17段階	144,340円	144,340円	144,340円

- ・ 保険料額は、公費による減額後のものです。

2 保険料所得段階別賦課徴収状況(令和元年度決算)

所得段階	特別徴収		普通徴収		併徴	計	
	人数①	調定金額	人数②	調定金額		人数③	人数①+②-③
第1段階	人 19,132	円 405,709,600	人 8,965	円 175,500,295	人 962	人 27,135	円 581,209,895
第2段階	9,288	323,257,930	660	13,683,580	327	9,621	336,941,510
第3段階	9,209	402,348,580	645	16,828,320	369	9,485	419,176,900
第4段階	16,439	844,810,480	4,765	202,480,390	756	20,448	1,047,290,870
第5段階	16,215	996,781,080	654	22,144,920	381	16,488	1,018,926,000
第6段階	16,945	1,127,445,270	2,881	142,698,235	760	19,066	1,270,143,505
第7段階	6,487	492,878,980	882	49,524,260	216	7,153	542,403,240
第8段階	9,070	766,609,120	1,749	109,082,690	364	10,455	875,691,810
第9段階	5,238	475,648,640	1,297	87,682,480	242	6,293	563,331,120
第10段階	3,383	328,550,650	886	65,333,480	157	4,112	393,884,130
第11段階	2,366	243,266,710	646	49,620,410	119	2,893	292,887,120
第12段階	1,617	175,913,030	413	33,230,070	86	1,944	209,143,100
第13段階	1,113	128,062,540	338	28,231,610	70	1,381	156,294,150
第14段階	742	90,053,070	197	18,255,980	39	900	108,309,050
第15段階	970	122,744,410	297	29,333,980	57	1,210	152,078,390
第16段階	1,021	135,520,150	348	35,239,440	58	1,311	170,759,590
第17段階	2,370	327,847,870	719	79,733,890	127	2,962	407,581,760
計	121,605	7,387,448,110	26,342	1,158,604,030	5,090	142,857	8,546,052,140
過年度賦課	—	—	1,017	10,062,300	—	1,017	10,062,300
合計	121,605	7,387,448,110	27,359	1,168,666,330	5,090	143,874	8,556,114,440
収納額	7,387,448,110		1,042,437,366		—	8,429,885,476	
収納率	100.0%		89.2%		—	98.5%	

※併徴とは、年度途中で徴収方法（特別徴収・普通徴収）の切り替えがあることです。

第4節 保険給付

1 保険給付サービスの種類と内容

介：要介護1～5 予：要支援1・2のかたが利用可能なサービスです。

(1) 居宅サービス

サービス名	概要
訪問介護 (ホームヘルプ) <input type="checkbox"/> 介	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。 ※介護予防訪問介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスに移行しました。
訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	看護師、介護士が居宅を入浴車等で訪問し、入浴介助を行います。
訪問看護 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	主治医が必要と認めた場合、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	主治医が必要と認めた場合、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護 (デイサービス) <input type="checkbox"/> 介	定員が19名以上の通所介護施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護や支援、心身の機能維持等のための機能訓練等が受けられます。 ※介護予防通所介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」の通所型サービスに移行しました。
通所リハビリテーション (デイケア) <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	主治医が必要と認めた場合、介護老人保健施設等に通い、理学療法士や作業療法士等による、リハビリテーションが受けられます。
短期入所 (ショートステイ) <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	○短期入所生活介護 介護老人福祉施設等へ短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。 ○短期入所療養介護 介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練、必要な医療等が受けられます。
特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	有料老人ホームやケアハウス等に入居しているかたが、入浴・排泄・食事等の介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。

サービス名	概要
福祉用具貸与 <div style="text-align: right;"> 介 予 </div>	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 (マットレス、サイドレール等) ・床ずれ防止用具 (エアーマット等) ・体位変換器 ・手すり (工事を伴わないもの) ・スロープ (工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト (つり具部分を除く) ・自動排泄処理装置 <p>※要支援1・2及び要介護1のかたは原則として、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトは利用できません。</p> <p>※要支援1・2及び要介護1～3のかたは原則として、自動排泄処理装置の利用はできません。(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)</p>
福祉用具販売 <div style="text-align: right;"> 介 予 </div>	<p>排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。</p> <p>同一年度内10万円を上限として購入費の9割(一定以上所得のあるかたは7割または8割)を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

(2)住宅改修費の支給

サービス名	概要
住宅改修費 <div style="text-align: right;"> 介 予 </div>	<p>手すりの取り付けや床段差の解消などの小規模な住宅改修の費用を支給します。</p> <p>20万円を上限として改修費の9割(一定以上所得のあるかたは7割または8割)を支給します。</p> <p>(住宅改修費支給の対象となる住宅改修の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他これらの改修に付帯して必要な改修

(3) ケアプランの作成

サービス名	概要
介護予防支援 予	介護予防サービスの適切な利用が可能となるよう、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の保健師等が、要支援者の心身の状況、置かれている環境、意志や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。 提供機関：指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）
居宅介護支援 介	介護サービスの適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者等の心身の状況、置かれている環境、意志や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。 提供機関：居宅介護支援事業所

(4) 介護保険施設サービス

サービス名	概要
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 介	ねたきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかが入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練や療養上の世話等が受けられます。 ※原則として要介護3以上のかた
介護老人保健施設 介	病状が安定しているかたに対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーション等を行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰を支援します。
介護療養型医療施設 介	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための医療機関の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
介護医療院 介	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための介護施設の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

(5) 地域密着型サービス

サービス名	概 要
夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 介	夜間の定期的な巡回、又は利用者からの連絡によって居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護サービスを行います。
認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	認知症のかたを対象に、専門的なケアを提供する通所介護サービスです。
小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりを組み合わせる多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 予	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。 ※要支援1のかたは利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 介	「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、定員が29人以下の小規模な施設となります。 ※原則として要介護3以上のかた
地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 介	「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、定員が29人以下の小規模な施設となります。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 介	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排泄、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） <input type="checkbox"/> 介	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。
地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 介	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

2 介護サービスの利用者負担

介護サービスを利用するとき、費用の1割から3割を利用者が負担する。

また、施設サービスの場合、食費や居住費、日常生活費も負担する。

(1) 在宅サービスの費用のめやす

在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	限度基準単位	支給限度額のめやす	利用者負担（月額）
要支援1	5,032単位	50,320円	支給限度額の範囲内で原則としてサービスにかかった費用の1割から3割を負担する。
要支援2	10,531単位	105,310円	
要介護1	16,765単位	167,650円	
要介護2	19,705単位	197,050円	
要介護3	27,048単位	270,480円	
要介護4	30,938単位	309,380円	
要介護5	36,217単位	362,170円	

※川口市内の事業者については、1単位の単価はサービスの種類により10円から10,42円までの幅あり

(2) 施設サービスの費用のめやす

施設サービス費の利用者負担

$$\boxed{\text{サービス費用の1割から3割}} + \boxed{\text{食費}} + \boxed{\text{居住費}} + \boxed{\text{日常生活費}}$$

短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費、通所介護と通所リハビリテーションの食費は全額利用者の負担。

食費	食材料費＋調理コストに相当する費用		
居住費	施設の利用代（減価償却費）＋光熱水費等に相当する費用		
日常生活費	理美容代や消耗品、教養娯楽費等の費用		
基準費用額 (1日あたり)	食費	1,392円	
	居住費	ユニット型個室	2,006円
		ユニット型個室的多床室	1,668円
		従来型個室	1,668円 ※1
	多床室	377円 ※2	

※1 介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の基準費用額は1,171円

※2 介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の多床室は855円

3 利用者負担額の軽減

(1) 居宅サービス等利用者負担額の補助

介護保険居宅サービス等を利用する所得の少ないかたに対し、利用者負担額の一部を補助する。

対象者	①高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかた ②世帯全員が住民税非課税のかたで、合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた ③世帯全員が住民税非課税のかたで、②に該当しないかた (ただし、生活保護受給者・保険料滞納者を除く)	
補助率	上記①のかた	利用者負担額の10分の7
	上記②、③のかた	利用者負担額の10分の3

(2) 特定入所者介護サービス費

所得の少ないかたが施設を利用することが困難とならないよう、所得に応じた負担限度額までを負担する。

負担限度額（日額）

利用者負担段階		食費の負担限度額	居住費等の負担限度額			
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得+年金収入額が80万円以下のかた	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり上記の第2段階以外のかた	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の額

※第2・3段階の要件である年金収入額は、非課税年金を含む年金収入額

※預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は対象外

(3) 高額介護サービス費

利用者負担額（月額）が世帯合算で一定の上限額を超えた場合、超えた分が払い戻される。

対象者	上限額（世帯合計）
現役並み所得者	44,400円
一般世帯のかた	44,400円 (1割負担のみの世帯は年間上限446,400円)
世帯全員が住民税非課税のかた	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下のかた ・老齢福祉年金の受給者 	個人15,000円

(4) 高額医療合算介護サービス費

医療費と介護費の両方で支払った1年間の負担が一定の上限額を超えた場合、払い戻される。

(8月1日から翌年7月31日までの1年間分を合算する。)

所得 (基礎控除後の 総所得金額)	70歳未満のかた	70歳以上のかた、後期高齢者医療制度で医療を受けるかた	
901万円超	212万円	課税所得	690万円以上 212万円
600万円超901万円以下	141万円		380万円以上 690万円未満 141万円
210万円超600万円以下	67万円		145万円以上 380万円未満 67万円
210万円以下	60万円		一般 56万円
住民税世帯非課税	34万円		低所得者Ⅱ 31万円
			低所得者Ⅰ※ 19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

第5節 要介護認定者の状況

1 要介護認定申請状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）（単位：件）

	新規	区分変更	更新	計
件数	6,880	1,922	11,518	20,320
構成比	33.8%	9.5%	56.7%	100.0%

2 介護認定審査会

任期 2年

要介護・要支援の審査判定

委員 24合議体 120人 開催回数 570回（令和元年度）

3 要介護度判定状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）（単位：件）

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	再調査	特定疾病 非該当	計
件数	68	2,229	2,359	4,478	3,536	2,657	2,322	2,306	0	0	19,955
構成比	0.3%	11.2%	11.8%	22.5%	17.7%	13.3%	11.6%	11.6%	0.0%	0.0%	100.0%

4 要介護認定者内訳（令和2年3月末）

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	2,383	2,383	5,087	4,282	3,096	2,687	2,295	22,213
第2号被保険者	29	58	148	122	109	60	97	623
計	2,412	2,441	5,235	4,404	3,205	2,747	2,392	22,836
構成比	10.6%	10.7%	22.9%	19.3%	14.0%	12.0%	10.5%	100.0%

第6節 介護保険給付状況

1 居宅サービス受給者数（令和元年度月平均） ※地域密着型サービス受給者数を含む（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	711	1,035	5,066	4,346	2,687	1,812	1,279	16,936
第2号被保険者	10	30	135	130	87	46	62	500
計	721	1,065	5,201	4,476	2,774	1,858	1,341	17,436
構成比	4.1%	6.1%	29.8%	25.7%	15.9%	10.7%	7.7%	100.0%

2 施設サービス受給者数（令和元年度月平均）

（単位：人）

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	計
第1号被保険者	2,171	881	50	74	3,176
第2号被保険者	30	24	1	4	59
計	2,201	905	51	78	3,235
構成比	68.0%	28.0%	1.6%	2.4%	100.0%

3 利用者負担額減額・免除認定者数（令和2年3月末）

	旧措置入所者	新規入所者	計
認定者数（減額）	0人	0人	0人
認定者数（免除）	1人	0人	1人

4 居宅サービス利用者負担額補助（令和元年度決算）

	補助率	件数	金額
第1段階	利用者負担額の10分の7	0件	0円
第2段階	利用者負担額の10分の3	77,595件	212,864,538円
第3段階			
計		77,595件	212,864,538円

5 介護（介護予防）サービス給付状況（令和元年度決算）

（上段件数、下段支給額 単位：千円）

種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
訪問通所サービス	9,595	14,685	86,576	93,139	63,721	48,594	43,335	359,645
	87,732	174,889	2,229,622	2,861,344	2,389,577	1,877,894	1,859,503	11,480,561
短期入所サービス	46	114	1,421	2,624	3,674	3,079	2,182	13,140
	1,191	5,051	74,806	162,905	373,776	348,899	249,887	1,216,515
特定施設入居者生活介護	908	835	3,649	3,797	3,257	3,514	2,754	18,714
	50,237	76,682	575,455	666,187	627,946	738,586	630,911	3,366,004
福祉用具購入費	155	201	426	365	236	159	86	1,628
	3,568	5,286	11,130	10,300	6,785	5,247	3,208	45,524
住宅改修費	238	244	408	281	171	115	35	1,492
	24,822	24,663	38,052	24,996	14,956	10,003	3,318	140,810
居宅介護（介護予防）支援	7,166	11,169	45,216	37,387	21,460	13,028	9,358	144,784
	32,984	51,167	599,809	497,603	354,690	213,929	153,700	1,903,882
地域密着型サービス	53	153	12,868	10,622	7,132	4,391	3,134	38,353
	2,082	18,535	720,436	1,031,259	1,014,387	792,383	635,728	4,214,810
介護老人福祉施設			324	1,273	6,326	9,425	9,114	26,462
			67,394	291,254	1,551,435	2,459,619	2,569,367	6,939,069
介護老人保健施設			1,055	2,288	2,516	3,184	2,129	11,172
			243,605	588,482	686,799	920,480	646,563	3,085,929
介護療養型医療施設			0	1	34	155	468	658
			0	15	8,909	44,951	166,521	220,396
介護医療院			0	4	38	236	678	956
			0	708	11,177	87,734	271,115	370,734
計	18,161	27,401	151,943	151,781	108,565	85,880	73,273	617,004
	202,616	356,273	4,560,309	6,135,053	7,040,437	7,499,725	7,189,821	32,984,234

6 高額介護（介護予防）サービス給付（令和元年度決算）

（支給額 単位：千円）

	生活保護受給者等	住民税世帯非課税	一般世帯	現役並み所得者	計
件数	13,644件	39,715件	5,343件	3,932件	62,634件
支給額	151,663千円	452,699千円	79,978千円	115,737千円	800,077千円

7 高額医療合算介護サービス給付（令和元年度決算）

件数	3,621件
支給額	126,591千円

8 特定入所者介護（介護予防）サービス給付（令和元年度決算）

（支給額 単位：千円）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
食費分	5	40	1,160	2,950	7,102	9,325	8,323	28,905
	21	257	19,461	56,337	155,200	209,441	191,579	632,296
居住費分	5	40	989	2,518	6,638	8,545	7,691	26,426
	23	187	9,922	34,091	121,320	154,883	140,900	461,326

※ 上記表の支給額は、各項目千円未満四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合がある。

第7節 川口市介護保険運営協議会

川口市介護保険運営協議会は、川口市介護保険運営協議会条例に基づき、市長の諮問機関として設けており、介護保険事業の運営に関する重要事項について審議を行っている。

委員は、介護保険の円滑・適正な運営を図るため、知識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者各代表により組織する。

1 委員の構成（令和2年度）

知識経験者	2人
保健・医療・福祉関係者	7人
被保険者代表	5人

2 協議会の開催状況（令和元年度実績）

年 月 日	会 議 等
令和元年7月19日	第1回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 第8期計画策定に向けた調査項目について
令和元年11月14日	第2回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 地域密着型サービス整備事業者の選定について ② 第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る調査について
令和2年1月30日	第3回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための部会設置について